

## 株式投信の特定口座への 預入れ [ 詳細版 ]

制度調査部  
齋藤 純

国内株式投資信託の特定口座への預入れ開始を控えて

### 【要約】

2004年度税制改正で、株式投資信託の課税方法が上場株式並みに変更されたことに伴い、株式投資信託が特定口座の預入対象となった。国内非上場株式投資信託に関しては10月1日から特定口座に移すことができるようになる。

特定口座に株式投資信託を入れれば、譲渡益の納税手続きに係る負担が大幅に軽くなる。ただし、特定口座に預け入れる際には、特定口座内で付される取得日・取得価額が大きなポイントとなる。

本稿では、新しい株式投資信託税制を再確認するとともに、10月からスタートする国内非上場株式投資信託の特定口座への預入れ方法についてまとめる。

2004年度の税制改正により、特定口座の取扱対象が拡大された。株式投資信託の特定口座への預入れが可能となり、国内非上場株式投資信託に関しては10月1日から特定口座に移すことができるようになる(外国株式投信は既に特定口座の対象となっている)。

また、導入事例はまだ少ないが、2004年4月からは銀行等でも特定口座の導入が解禁されている。銀行等の特定口座では基本的に株式投資信託しか扱えないが、10月から国内非上場株式投資信託の預入れが可能になるのを機に、特定口座を導入する銀行等も増えるだろう(注1)。

(注1)仮に、2004年10月から特定口座を導入した銀行の顧客が、特定口座で源泉徴収を選択しても、2004年1～9月の間の株式投資信託の買取請求による譲渡益は特定口座での計算対象とならないため、原則として確定申告が必要となってしまう。このため、特定口座の導入時期を年の初め(例えば、2005年1月)とするのも一つの選択肢となる。

2004年9月26日の日本経済新聞では、東京三菱銀行、三菱信託銀行、UFJ銀行、UFJ信託銀行、住友信託銀行の5行が、10月から株式投資信託を対象に特定口座のサービスを開始(住友信託銀行は、2004年4月から、富裕層を対象に特定口座を導入済み)し、三井住友銀行と中央三井信託銀行は、2005年1月から特定口座を導入する予定と報じている。

### 株式投資信託の売却により確定申告が必要に？

株式投資信託の課税方法は、2004年1月以降、基本的に上場株式と同様の課税方法となった。つまり、期中収益分配金や、解約(償還)益は“配当所得”として上場株式の配当と同じ課税方法となり、買取請求による譲渡損益は株式の譲渡損益と合算して課税される。例えば、株式の譲渡損50万円と株式投資信託の譲渡益100万円がある場合、100万円から50万円を控除した残りの50万円に税金がかかるわけだ。

また、新税制では、株式投資信託の解約(償還)損は譲渡損とみなされ(みなし譲渡損)、株式等の譲渡益から控除できる点もポイントである。

しかし、配当課税される収益分配金等は申告不要制度を選択できるのでよいが、買取請求による譲

渡損益は申告分離課税となるため、確定申告が原則となる。昨年までの源泉分離課税から申告分離課税に変更されるわけだが、この点は、株式譲渡益課税が申告分離課税に一本化され大混乱となったときと状況が酷似している。

特定口座の利用は必ずしも強制ではないが、自分で確定申告を行うのが不安な場合は、株式投資信託を特定口座に入れた方が無難だろう(2004年10月から国内株式投資信託を特定口座に入れても、2004年の1月～9月に発生した譲渡損益は特定口座でカバーされないため、自分で確定申告しなければならないが・・)。

### 特定口座での計算対象となる損益等は？

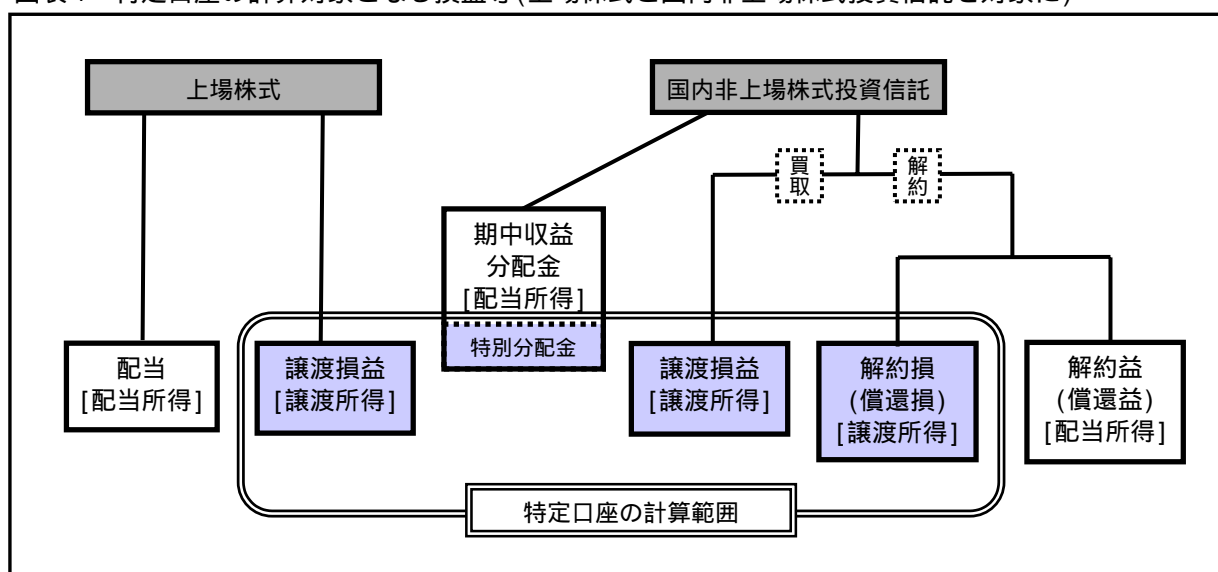
特定口座に入れれば、特定口座内での株式投資信託の譲渡損益の計算は、証券会社等がやってくれる。証券会社の特定口座には、上場株式やETFなども入れられる(注2)ので、それらに投資している場合には、すべて合算して譲渡損益を計算してもらえる。さらに、希望すれば、譲渡益から税金を源泉徴収・納付してもらえるので、自分で確定申告するケースが限定されるわけだ(注3)。

ただし、新たに特定口座の対象となる国内非上場株式投資信託の場合、株式に比べて損益の発生パターンが多い。つまり、株式の場合は、配当か譲渡損益しか発生しないが、国内非上場株式投資信託の場合、期中収益分配金のほか、解約・償還に伴う差損益や、買取請求に伴う譲渡損益があり、期中収益分配金には特別分配金が含まれるケースもある。

このうち、特定口座での計算対象となるのは、あくまでも譲渡所得の計算に組み込まれるものである。つまり、国内非上場株式投資信託の場合、買取請求により発生した譲渡損益が特定口座での計算対象の中心となるが、新税制では解約又は償還による損失も譲渡損失扱いとなるため、解約損及び償還損も特定口座での計算対象となる。

また、特別分配金を受け取った場合には元本の払戻しとして取得価額の引下げを行うのであるが、国内非上場株式投資信託を特定口座に入れた場合には、特別分配金による取得価額の修正も特定口座で行うこととされている。従って、以上の取扱いをまとめると、図表1のようなイメージとなる。

図表1 特定口座の計算対象となる損益等(上場株式と国内非上場株式投資信託を対象に)



(注2)特定口座では、上場株式をはじめとして、税法上「上場株式等」に該当するものの譲渡損益の計算を行う。ここでいう税法上の「上場株式等」には、次のものが含まれる。

- ・上場株式
- ・店頭登録銘柄（店頭管理銘柄を含む）
- ・上場新株予約権付社債（旧上場転換社債、旧上場ワラント債）
- ・店頭転換社債型新株予約権付社債（旧店頭転換社債）
- ・上場優先出資証券
- ・ETF（株価指数連動型証券投資信託）
- ・REIT（不動産投資信託）
- ・上場未公開株式等投資証券（ベンチャーファンド）
- ・外国上場株式等
- ・公募株式投資信託                      など

(注3)ただし、源泉徴収を選択した特定口座であっても、次のように、確定申告を行った方が税負担が軽くなるケースもある。

- ・一般口座や他の特定口座内の譲渡損益と通算する場合
- ・特定口座内の譲渡損が他の譲渡益から控除しきれず、翌年に繰り越す場合

### 特定口座に移すには？

では、現在、証券会社等で保護預りされている国内非上場株式投資信託を特定口座に入れるには、どうしたらいいのだろうか？

国内非上場株式投資信託の特定口座への移管では、タンス株(注4)を特定口座に預け入れる際の方法が準用される。つまり、国内非上場株式投資信託を一旦証券会社等から出庫し(一旦、タンス株ならぬタンス投信とし)、特定口座に預け直すわけである(図表2参照)(注5)。もっともここでいう「出庫」というのはあくまでも手続上の話であり、実際に受益証券が手元に返還されるわけではない。また、図表2の手続きは、実際には一度にまとめて行われる。

図表2 保護預り国内非上場株式投資信託の特定口座への移管手続き

- 「特例上場株式等にするための保護預り上場株式等に係る出庫依頼書」を証券会社等に提出する。  
 「特例上場株式等保管委託依頼書」とともに、株式投資信託の取得に関する確認書類を証券会社等に提出する。

(注4)投資家が自分の手元で保管している株式のこと。何十年も前に購入したものと相続・贈与により取得したものが多く、取得価額がわからないケースが多いと思われるが、特定口座の導入当初は、特定口座に入れることができなかったため問題化した。

その後の税制改正により期間限定で特定口座への預入れが可能となったが、その期限が2004年12月末に迫っている(タンス株の特定口座への預入れ期限に関しては、金融庁が延長要望を出している。5ページ(注7)参照)。タンス株のまま売却した場合には、投資家自身が譲渡損益を計算し、原則として確定申告を行うこととなる。

(注5)2004年4月以降は、次の条件を充たす場合には、買取請求時の源泉税相当額の徴収が免除される。

- a. 投資家から受益証券を買い取った日又は翌営業日に、証券会社等が解約(又は償還)すること
- b. 収益分配金の計算期間を通じて、証券会社の営業所等に保管されていること
- c. 販売会社が、源泉徴収不適用の取扱いを受ける旨等を記載した申告書を、税務署に提出すること

保護預りされている国内非上場株式投資信託を特定口座に移すために、一旦、証券会社等から出庫したとしても、上記bに関しては継続して保管されているものとみなされる。つまり、保護預りされている国内非上場株式投資信託を特定口座に移したとしても、それをもって、買取請求時の源泉税相当額の徴収免除の条件に反することにはならない。

### 特定口座での取得価額はどうか？

株式を対象に特定口座が導入された際、一つ問題となったのは、特定口座内での取得日・取得価額(いつ、いくらで買ったことになるのか)であった。この点は、株式投資信託の場合も同様にポイントとなるだろう。

特定口座に移管した国内非上場株式投資信託の取得日・取得価額は、前ページ・図表2の で提出する取得に関する“確認書類”(注6)の記載内容により決まる。

図表3 保護預り国内非上場株式投資信託を特定口座に移管した場合の取得日・取得価額

確認書類の種類	特定口座での取得日・取得価額
取得に要した金額が記載されている確認書類	取得日……確認書類に記載されている取得日 取得価額……確認書類に記載されている取得に要した金額(購入手数料・消費税等を含む)
個別元本の額が記載されている確認書類	取得日……確認書類に記載されている取得日(確認書類に記載されている取得日が2000年4月1日より前である場合には、2000年4月1日を取得日とすることも可能) 取得価額……個別元本 + 購入手数料・消費税等

(注6)タンス株や保護預り株式投資信託を特定口座に入れる場合に、特定口座での取得日・取得価額を確定するために提出する書類。取引報告書や残高報告書、証券会社等の顧客勘定元帳の写し、証券会社等が作成した取得価額等を証する書類などが該当する。

株式の場合は確認書類がまったくない場合にはみなし取得費(2001年10月1日の終値の80%相当額)が特定口座での取得価額とされるが、国内非上場株式投資信託の場合は証券会社等で個別元本が管理されているため、取得価額をまったく確認できないケースは稀と思われる。

### 特定口座での取得日・取得価額に関する留意事項

国内非上場株式投資信託を特定口座に入れた場合の取得日・取得価額は、原則として、図表3の通りであるが、次のようにいくつかの留意点がある。

- ・ 確認書類に、「取得に要した金額」と「個別元本」の両方が記載されている場合は、投資家の判断によりいずれかを選択できる。
- ・ 購入手数料については、取得日が2000年4月1日より前である場合には、2000年3月31日現在の各銘柄の購入手数料率(税込)に基づいて算出することもできる。
- ・ 「取得に要した金額」により特定口座に入れる場合で、受益権の分割や2000年4月1日以後に支払われた特別分配金があるときには、調整計算をした後の価額が特定口座での取得価額となる。
- ・ 確認書類に約定日と受渡日が記載されている場合には、受渡日を特定口座での取得日とする。
- ・ 累積投資口で取得した国内非上場株式投資信託を、タンス株として特定口座に入れる場合には、直近の取得日を特定口座の取得日とすることができる。

投資家にとっては、基本的に特定口座での取得価額が高いほど、将来の譲渡益の圧縮につながる。従って、確認書類に「取得に要した金額」と「個別元本」の両方が記載されている場合のように選択の余地があるときは、高い方の金額で特定口座に入れた方がよいこととなる。

なお、一旦、特定口座に入れた場合には、後日、取得日・取得価額の修正はできない。

### 特定口座に入れる際の確認書類

国内非上場株式投資信託を特定口座に入れる際に、証券会社等に提出する「確認書類」には、次の書類が該当する。

取引報告書 取引残高報告書 月次残高報告書 受渡計算書 その他取引報告書等に相当する書類 顧客勘定元帳等の写し 証券会社等が作成した取得に要した金額及び取得年月日を証する書類 相対取引等で取得した公募株式投資信託(非上場)の売買契約書の写し 投資家が取得の際に作成した一定の帳簿等
--

いずれも、取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数、取得者の氏名の記載のあるものに限られる。また、上記 に関しては、2005年1月以降は確認書類として認められないので注意が必要である。

### 特定口座への預入れ期限

保護預りされている国内非上場株式投資信託の特定口座への移管は、2004年10月1日から1年間のみ可能とされている。期限が切れれば、買い直す以外に特定口座に入れることができなくなる。

また、タンス株の特定口座への預入れ期限は2004年12月末である(注7)。確定申告等に不安を感じる投資家は、国内非上場株式投資信託の特定口座への移管と合わせて、早めに対応しておきたいところである。

(注7)2004年8月27日に金融庁から公表された「平成17年度税制改正要望項目」では、「タンス株の特定口座への受入期間(投資家から見ると預入期間)の延長」が要望されている。タンス株の特定口座への預入れ期限に関しては、次の制度調査部情報を参照。

・「タンス株の特定口座への預入れ期限 金融庁が預入れ期限の延長を要望 」(2004年9月14日)